

北九州市農業委員会 農地利用最適化推進委員(推進委員) 募 集 案 内

現在の北九州市農業委員会の農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」といいます。)の任期が令和8年7月17日に満了するため、「農業委員会等に関する法律」に基づき、次のとおり、次期推進委員を募集します。

1 募集人数(定数)、任期など

募集人数 (定数)	33人(農業委員会が定めた区域ごとに募集) ★ 複数の区域を希望することができますが(第3希望まで)、就任は1区域のみです。 ★ 「農地利用最適化推進委員」および「農業委員」の両方に推薦または応募することができますが、両委員を兼ねることはできません。
募集地区	別表のとおり
任期	農業委員会が委嘱する日(令和8年7月18日以降) ～ 令和11年7月17日まで3年間
身分	北九州市の特別職の非常勤職員
報酬	月額 50,000円

2 主な活動内容 ★「農業委員会」、「農業委員」ならびに「農地利用最適化推進委員」の活動内容等は、本案内の最終ページをご覧ください。

- (1) 農地の利用状況調査
- (2) 担い手への農地の集積・集約、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化の推進に関する業務
- (3) 農家からの相談対応および農家への助言・指導
- (4) 目標地図の素案作成および地域計画達成に向けた取り組み
 - ・ 目標地図とは…農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、地図に表示したもの。
 - ・ 地域計画とは…地域での話し合いにより将来の農業の在り方や農地利用の姿を明確化したもの。
- (5) 毎月開催される農業委員会の総会(部会)および事前の現地調査に参加し、農業委員とともに農業委員会活動を行います。

3 推薦を受ける方および応募する方の資格【推薦・応募要件】

農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に熱意をもって取り組み、農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方。

特に、

- ① 農業者の声に耳を傾け、10年後に地域の農業が目指すべき未来像に向けて活動できる「調整力」のある方
- ② 国の農業施策などの情報収集や担い手への農地集積、遊休農地の解消対策に積極的に取り組んでいく「熱意」のある方

の参画を期待しています。

ただし、次のいずれかの項目に該当する方は除きます。

- ア. 北九州市内に住所を有しない者(農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者(中立委員)は除く)
- イ. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

- ウ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団若しくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者

4 申込方法(推薦および応募の方法)

申込方法は、①個人から推薦を受ける方法 ②法人・団体から推薦を受ける方法 ③本人が応募する方法の3通りがあります。

所定の様式に必要事項をご記入の上、添付書類を添えて、持参または郵送により、募集案内の末尾に記載の提出先へご提出ください。

- ★ ファックス、電子メールなどによる申し込みは受け付けません。
- ★ 提出された推薦および応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。

(1)提出書類

農業者等（個人）が推薦する場合	様式A、課題作文および添付書類
農業者等（法人または団体）が推薦する場合	様式B、課題作文および添付書類
本人が応募する場合	様式C、課題作文および添付書類

(2)課題作文

下記のテーマについて、あなたの考えを400字以内で作文にまとめてください。

【テーマ】

農業従事者の高齢化や後継者不足等により農業の担い手の減少が問題となっていますが、その解決のため農地利用最適化推進委員としてあなたはどのような活動に取り組めますか。 400字以内であなたの考えを述べてください。

- ★ 原稿用紙は、所定の用紙を使用してください。

(3)添付書類

推薦を受けた者または応募者（以下「候補者」といいます。）は、以下の書類を添付してください。

（候補者本人の） 住民票【原本】	全 員	発行後3か月以内のもので、 <u>本籍地の記載がされており、マイナンバーが記載されていないもの（コピー不可）</u>
国家資格を 証明する書類	該当者のみ	「資格等」の欄に、技術士（農業部門）や普及指導員などの国家資格を記載する場合は、 <u>資格を証明する書類の写し（コピー）</u>

(4)受付期間

令和7年12月8日（月）～ 令和8年1月7日（水）午後5時まで【期限内必着】

- ★ 申込書を持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時までに提出してください。（土日祝日を除く）

(5)応募書類の入手方法

推薦および応募申込書は、次の窓口に備えるほか北九州市のホームページからもダウンロードできます。

- ① 北九州市産業経済局農林課（市役所本庁舎7階）
- ② 東部農政事務所および北九州市農業委員会事務局【東部地区担当】（小倉南区役所4階）
- ③ 西部農政事務所および北九州市農業委員会事務局【西部地区担当】（折尾出張所2階）

- ★ 募集案内および申込書の配布は、平日の午前8時30分から午後5時まで

北九州市ホームページ

URL : <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10900213.html>

「農業委員および農地利用最適化推進委員の推薦・応募について」

北九州市農業委員会委員募集

検索



こちらからも
アクセスできます。

5 選考方法

推薦および応募申込書に記入された、候補者の農業委員会活動への意気込みや取り組み意欲、推薦の有無や理由、課題作文の内容等を「北九州市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」が評価、選考します。（必要に応じて面接を行うことがあります。）

農業委員会は、同委員会の選考結果を参考に、農業委員会総会で推進委員を決定します。

なお、選考結果は、候補者全員に文書で通知します。（令和8年7月頃）

6 申込者等に関する情報の公表

法令の定めにより、申し込みの受付期間の中間および終了時に、北九州市のホームページ上で提出のあった推薦および応募書類をもとに下記の内容を公表します。予めご承知おきください。

- (1) 推薦または応募する区域
- (2) 推薦をする者（個人）の、氏名、職業、年齢および性別
- (3) 推薦をする者（法人および団体）の、名称、目的、代表者または管理者の氏名、構成員の数および構成員の資格・要件
- (4) 候補者の氏名、職業、年齢、性別、経歴および農業経営の状況
- (5) 推薦または応募の理由 ※作文は非公表
- (6) 候補者が農業委員に応募しているか否かの別
- (7) 候補者の数

7 その他の注意事項

- ◎ 申込書および作文の記入は、黒色のボールペンを使用してください（消せるボールペンは使用しないでください）。
- ◎ 提出された申込書は返却しません。
- ◎ 推薦または応募に要する費用は、すべて推薦者または応募者の負担となります。
- ◎ 申込書に記載された内容等の確認を行うため、必要に応じて本人または関係機関に対して照会を行います。
- ◎ 記載内容に事実と異なるものがあった場合は、選定を取り消す場合があります。

8 提出先ならびに問合せ先

北九州市農業委員会事務局

◇ 東部地区担当（門司区、小倉北区、小倉南区）

〒802-8510 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号

【小倉南区役所 4階】

電話 093-951-1021

◇ 西部地区担当（若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区）

〒807-0824 北九州市八幡西区光明一丁目9番22号

【折尾出張所 2階】

電話 093-693-9971

別 表

担当区域一覧

1 東部地区 推進委員（門司区、小倉北区、小倉南区）

区域名		主な担当地域	募集 人数
門 司	門司1	丸山、元清滝、広石、高砂町、黒川、春日町、上本町、清見、清見佐代町、清滝、大字喜多久、大字黒川、大字大積、大字田野浦、大字白野江、谷町、長谷	1
	門司2	大字門司、風師、大字小森江、羽山、片上町、大字伊川、大字柄杓田、大里東、城山町、奥田	1
	門司3	大字猿喰、大字大里、大里戸ノ上、大里桃山町、上藤松、大字今津、大字畑	1
	門司4	吉志、恒見町、大字吉志、大字恒見	1
小倉 北	北・企救1	小倉北区全域、小倉南区志井、企救丘、堀越、蒲生、徳力、南方、北方、城野、若園、重住、東水町、西水町、八重洲町、富士見	1
	北・企救2	小倉南区石田、山手、隠蓑、横代、舞ヶ丘、日の出、守恒	1
小倉 南	曾根1	下吉田、上吉田、中吉田、大字吉田	1
	曾根2	沼本町、沼南町、大字沼	1
	曾根3	葛原元町、葛原高松、葛原東、大字葛原、湯川	1
	曾根4	長野、長野本町、大字長野、津田、田原、中貫、上貫、貫弥生が丘、西貫、中貫本町、大字貫	1
	曾根5	中曾根東、下曾根、曾根新田北、曾根新田南、大字曾根一部（3910-1～4418）、新曾根	1
	曾根6	下貫、東貫、中曾根新町、上曾根、上曾根新町、大字曾根一部（137-1～178）、大字朽網一部（1596-1～1850-2）	1
	曾根7	朽網東、朽網西、大字曾根新田、大字朽網一部（1-1～1258、2177-1～3865）	1
	三谷1	高野、大字長行、長行東、長行西、長尾、徳吉東、徳吉西、大字徳吉、徳吉南	1
	三谷2	大字合馬、大字辻三、大字田代	1
	三谷3	大字山本、大字高津尾、大字春吉	1
	三谷4	大字道原、大字頂吉	1
	三谷5	大字石原町、大字母原、大字新道寺一部（8～1493）	1
	三谷6	大字木下、大字井手浦、平尾台、大字新道寺一部（1731～3355）	1
	三谷7	大字市丸、大字小森、大字呼野	1
計			20

2 西部地区 推進委員（若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区）

区域名		主な担当地域	募集 人数
若松	若松1	二島、小石、小竹、修多羅	6
	若松2	畠田、頓田、竹並、払川	
	若松3	安屋	
	若松4	有毛、岩屋	
	若松5	乙丸、大鳥居、小敷、高須、蛸住、塩屋	
八幡	八幡1	八幡東区管内、戸畑区管内、小嶺、黒崎、市瀬、上津役、上の原、引野、竹末、萩原、穴生、元城、幸神、三ヶ森、里中、永犬丸、則松、光明、陣原、瀬板、本城、力丸、御開、浅川	7
	八幡2	千代、池田、石坂、楠橋、船越、香月、香月中央、畑、茶屋の原、馬場山、真名子	
	八幡3	木屋瀬、野面、笹田、金剛	
計			13

★ 複数の区域を希望することができますが(第3希望まで)、就任は1区域のみです。
〔複数の区域を兼任することはできません〕

農業委員会 とは

農業委員会は、市長が議会の同意を得て任命する「農業委員」と農業委員会が委嘱をする「農地利用最適化推進委員」とで組織される行政委員会です。

農業委員と農地利用最適化推進委員の連携のもと、『農地等の利用の最適化』（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に取り組んでいます。

農業委員 とは

農地の貸借・売買、農地転用許可等について、総会や部会で審議・判断を行うのが主な役割です。

- ・ 農地の賃貸借・売買の許可、決定等
- ・ 農地転用許可への意見
- ・ 遊休農地に対する措置
- ・ 農地の権利移動や遊休農地の転用の現地確認
- ・ 農地パトロールや農地利用意向調査の実施
- ・ 地域の話合いへの参加
- ・ 農地利用の最適化の推進に関する指針の作成
- ・ 農地利用最適化施策に関する関係行政機関への意見の決定

農地利用最適化推進委員 とは

担当地区での農地利用の最適化のための日常的な現場活動が主な役割です。

- ・ 担い手への農地利用の集積・集約化
- ・ 遊休農地の発生防止・解消
- ・ 新規参入の支援・促進活動
- ・ 農地の権利移動や遊休農地の転用の現地確認
- ・ 総会・部会での担当地区の農地利用最適化活動の報告
- ・ 農地パトロールや農地利用意向調査の実施
- ・ 地域の話合いへの参加
- ・ 農地利用の最適化の推進に関する指針の作成

委員の皆さんには、日々の活動を記録し、活動の「見える化」に取り組んでいただくとともに、市が作成する「目標地図」（＝10年後の地区内の農地利用の姿）の原案作成に参画していただきます。

